

平成 30 年 4 月 9 日

指定特定相談支援事業所  
指定障がい児相談支援事業所  
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長  
障がい支援課長

平成 30 年度報酬改定にかかる計画相談支援給付費・  
障がい児相談支援給付費の取扱いについて

平素は、本市障がい福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題につきまして、厚生労働省から発出された通知等を踏まえ、計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費に関する報酬改定内容を次のとおりまとめましたので、お知らせします。

加算の新設や経過措置の実施など、大変複雑な内容となっておりますので、サービス提供や給付費請求の際は十分ご注意ください。なお、厚生労働省が示している計画相談支援に係る各種加算の標準様式を別紙 1 として添付しております。

また、計画相談支援におけるモニタリングの標準期間の見直しにつきましては、平成 30 年 3 月 22 日付事務連絡にてお知らせしておりますが、参考にモニタリング頻度区分の一覧（別紙 2）を添付いたします。（障がい児相談支援のモニタリング標準期間は変更ありません。）

記

1 報酬改定に伴う見直し項目等

項目	計画相談支援	障がい児相談支援
モニタリング標準期間の見直し	○	—
基本報酬の見直し	○	—
経過的サービス利用支援費等	○	—
特定事業所加算（Ⅰ～Ⅳ） ※	○	○
入院時情報連携加算（Ⅰ、Ⅱ）	○	○
退院・退所加算	○	○
居宅介護支援事業所等連携加算	○	—
医療・保育・教育機関等連携加算	○	○
初回加算	○	○（既設）
サービス担当者会議実施加算	○	○
サービス提供時モニタリング加算	○	○
行動障がい支援体制加算 ※	○	○
要医療児者支援体制加算 ※	○	○
精神障がい者支援体制加算 ※	○	○
地域生活支援拠点等相談強化加算 ※	○	○
地域体制強化共同支援加算 ※	○	○

※を記載している加算を算定するには、運営指導課あてに体制の届出が必要です。

## 2 基本報酬について

### (1) 計画相談支援の基本報酬の見直し

	改定前 (H29 まで)	改定後 (H30 から)
計画相談支援	サービス利用支援 1,611 単位	サービス利用支援費 (I) 1,458 単位
	継続サービス利用支援 1,310 単位	サービス利用支援費 (II) 729 単位
		継続サービス利用支援費 (I) 1,207 単位
		継続サービス利用支援費 (II) 603 単位
		【平成 30 年度のみ】
		経過的服务利用支援費 (I) 1,611 単位
		経過的服务利用支援費 (II) 806 単位
		経過の継続サービス利用支援費 (I) 1,310 単位
		経過の継続サービス利用支援費 (II) 655 単位
障がい児相談支援	障がい児支援利用援助費 1,611 単位	障がい児支援利用援助費 (I) 1,620 単位
	継続障がい児支援利用援助費 1,310 単位	障がい児支援利用援助費 (II) 811 単位
		継続障がい児支援利用援助費 (I) 1,318 単位
		継続障がい児支援利用援助費 (II) 659 単位

#### 《趣旨》

初回加算などの業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、基本報酬について一定程度引き下げとなりました。

改正後の基本報酬単価の適用については、モニタリング標準期間の見直しと連動性を持たせるため、

ア) 療養介護、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助の利用者 (他の障がい福祉サービスも利用する者を含む。)

⇒平成 30 年 4 月 1 日から適用

サービス利用支援費 (I)	1,458 単位
継続サービス利用支援費 (I)	1,207 単位

イ) 上記以外のサービスの利用者

⇒平成 30 年度中は現行の報酬単価と同額の経過的服务利用支援費・経過の継続サービス利用支援費を適用。この場合、初回加算は算定されません。

経過的服务利用支援費 (I)	1,611 単位
経過の継続サービス利用支援費 (I)	1,310 単位

なお、障がい児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置きとなっています。

障がい児支援利用援助費 (I)	1,620 単位
継続障がい児支援利用援助費 (I)	1,318 単位

## (2) サービス利用支援等を提供する件数に伴う逓減制の導入

相談支援専門員1人当たりの1月に指定サービス利用支援等を提供する件数が40件以上となった場合の基本報酬の逓減制が導入されました。取扱件数が40以上である場合、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について、次の支援費（以下「基本報酬（Ⅱ）」という。）を算定します。

サービス利用支援費（Ⅱ）	729 単位
継続サービス利用支援費（Ⅱ）	603 単位

### ●経過的服务利用支援費、経過的服务継続サービス利用支援費を算定する者の場合

経過的服务利用支援費（Ⅱ）	806 単位
経過的服务継続サービス利用支援費（Ⅱ）	655 単位

### ●障がい児相談支援対象者の場合

障がい児支援利用援助費（Ⅱ）	811 単位
継続障がい児支援利用援助費（Ⅱ）	659 単位

## ○取扱件数の計算方法について

取扱件数については、1月の当該指定特定相談支援事業所全体の利用者（サービス利用支援・継続サービス利用支援を提供した方）の数の前6月の平均値を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数となります。

当該指定特定相談支援事業所が指定障がい児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障がい児支援利用援助又は指定継続障がい児支援利用援助を提供した障がい児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとします。

上記方法により算定した取扱件数が40件以上の場合は、40件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月における基本報酬（Ⅱ）を適用する件数となります。

### 【例】

月（サービス提供月）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
対応件数合計（件）		45	45	60	45	45	50	60	75
内 数	計画相談 （サービス利用支援・継続サービス利用支援）	30	30	30	25	30	30	40	50
	障がい児相談 （障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助）	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員（人）		1	1	1	1	1	2	2	2

### ① 7月分の請求について

- ・ 利用者の数（1月から6月の平均値）  
→  $(45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots$  (A)
- ・ 相談支援専門員の員数（1月から6月の平均値）  
→  $(1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots$  (B)
- ・ 取扱件数 →  $(A) \div (B) = 41.428\cdots$  (C)  $\geq 40$

取扱件数が、40件以上であるため、基本報酬（Ⅱ）を算定する必要があり、算定する件数は  $((C) - 39) \times (B) = 2.833\cdots$  となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。

計画相談支援と障がい児相談支援を一体的に実施しているので、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬（Ⅱ）で算定する。

### ② 8月分の請求について

- ・ 利用者の数（2月から7月の平均値）  
→  $(45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots$  (A)
- ・ 相談支援専門員の員数（2月から7月の平均値）  
→  $(1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots$  (B)
- ・ 取扱件数 →  $(A) \div (B) = 38.125$  (C)  $< 40$

取扱件数が40件未満であるため、8月提供分については、全てサービス利用支援費（Ⅰ）、継続サービス利用支援費（Ⅰ）{経過的サービス利用支援費（Ⅰ）、経過的継続サービス利用支援費（Ⅰ）}、障がい児支援利用援助費（Ⅰ）、継続障がい児支援利用援助費（Ⅰ）を算定

## ○基本報酬（Ⅰ）及び基本報酬（Ⅱ）の割り当てについて

基本報酬（Ⅰ）又は基本報酬（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、基本報酬（Ⅱ）を割り当てること。

なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障がい児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後指定障がい児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。

## 3 各種加算

### （1）特定事業所加算の拡充

〈趣旨〉

1事業所において相談支援専門員が複数配置され、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできる質が高く、公正中立な事業所が増加するよう、特定事業所加算が拡充されました。

※以下に示す相談支援専門員については、同一敷地内にある指定障がい児（又は特定）相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の職務を兼務しても差し支えありません。

また、主任相談支援専門員（特定事業所加算（Ⅱ）～（Ⅳ）にあつては相談支援従事者現任研

修を修了した相談支援専門員) 1名を含む〔Ⅰ・Ⅱ…3名、Ⅲ…2名、Ⅳ…1名〕を除いた者については、当該指定特定(障がい児)相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとされています。

①特定事業所加算(Ⅰ) 500単位/月

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること、及び下記の共通要件を全て満たし、事前に市町村に届け出た場合、1月につき所定単位数に加算。

※主任相談支援専門員については、平成31年度から養成研修が実施される見込みです。

②特定事業所加算(Ⅱ) 400単位/月 ※平成33年3月までの取扱い

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること、及び下記の共通要件を全て満たし、事前に市町村に届け出た場合、1月につき所定単位数に加算。

③特定事業所加算(Ⅲ) 300単位/月

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること、及び下記の共通要件を全て満たし、事前に市町村に届け出た場合、1月につき所定単位数に加算。

※平成30年3月31日以前に特定事業所加算を算定していた事業所の場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、共通要件fの規定(取扱件数が40未満であること)は適用しません。

④特定事業所加算(Ⅳ) 150単位/月 ※平成33年3月までの取扱い

常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員であること、及び下記の共通要件のうちb(24時間連絡体制)以外のものを全て満たし、事前に市町村に届け出た場合、1月につき所定単位数に加算。

※24時間連絡体制の確保は不要です。

○共通要件

- a) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。
- b) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- c) 指定特定(障がい児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員(特定事業所加算(Ⅱ)～(Ⅳ)にあつては相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員)の同行による研修を実施していること。
- d) 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画(障がい児)相談支援を提供していること。
- e) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- f) 取扱件数が40未満であること。

## (2) 質の高い支援と専門性を評価する加算の創設

《趣旨》

実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えた場合に、その体制整備を適切に評価するための各種加算が創設されました。

### ■サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行うことを評価するための加算

#### ①入院時情報連携加算 (Ⅰ) 200 単位/月 (Ⅱ) 100 単位/月

利用者が病院又は診療所に入院するに当たり、病院等の職員に対して、心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合、1人につき1月に1回を限度として算定。

病院等を訪問し職員と面談により情報を提供した場合…入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定  
それ以外の方法により情報を提供した場合……………入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定

- ☛基本報酬を算定しない月においても、本加算のみの算定が可能です。
- ☛必要な情報とは、利用者の心身の状況、生活環境、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況、サービスの利用状況をいいます。
- ☛情報提供をした日時、場所、内容、提供手段等の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

#### ②退院・退所加算 200 単位/回

障がい者支援施設等、病院、診療所に入所、入院していた利用者の退所、退院等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画等を作成し、障がい福祉サービス、地域相談支援又は障がい児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該障がい福祉サービス、当該地域相談支援又は当該障がい児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限り)に、入所等の期間中につき3回を限度として加算します。

- ☛本加算は、入所等の期間中に実施した情報収集・調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画等作成に係るサービス利用支援費等の算定に併せて3回分を限度に算定できません。
- ☛初回加算を算定する場合は、本加算は算定されません。
- ☛別紙・記録様式により記録を作成し、5年間保存しなければなりません。  
(ただし、作成したサービス等利用計画等において、記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行うことは要しません)

#### ③居宅介護支援事業所等連携加算(計画相談支援のみ) 100 単位/月

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所等に対して、必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算します。

- ☛ 指定居宅介護支援事業所等が当該利用者が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営されている場合を除きます。
- ☛ 当該加算に係る指定居宅介護支援事業所等において、6月以内に再度同一の利用者に関して本加算を算定することはできません。
- ☛ 本加算は、利用者が指定居宅介護支援（介護予防支援）の利用を開始する場合にのみ算定できます。
- ☛ 基本報酬を算定しない月においても、本加算のみの算定が可能です。
- ☛ 別紙・記録様式により記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

#### ④医療・保育・教育機関等連携加算 100 単位／月

指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障がい福祉サービス、地域相談支援及び障がい児通所支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画等を作成した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として算定します。

- ☛ 初回加算を算定する場合は、本加算は算定されません。
- ☛ 退院・退所加算を算定する場合であって、退院・退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は、本加算は算定されません。
- ☛ 別紙・記録様式により記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

### ■利用者の状況確認や支援内容の調整等を手厚く実施したことを評価するための加算

#### ①初回加算 300 単位／月

次の場合に算定します。

- a) 新規にサービス等利用計画を作成する利用者に対して指定サービス利用支援を行った場合
- b) サービス等利用計画を作成する月の前六月間において、障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用していない利用者に対して指定サービス利用支援を行った場合

- ☛ 経過的サービス利用支援を算定する場合は、本加算は算定されません。
- ☛ 障がい児相談支援においては変更ありません。(500 単位／月)

#### ②サービス担当者会議実施加算 100 単位／月

指定継続サービス利用支援又は継続障がい児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画等の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画等の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として算定します。

- ☛ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画等の変更を行った場合は、サービス利用支援費又は障がい児支援利用援助費を算定することとなるため、本加算は算定されません。

- ☛ サービス利用支援時と同様の担当者全員の参加が望ましいとされていますが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば担当者全員の参加は要しません。
- ☛ 別紙・記録様式により記録を作成し、5年間保存しなければなりません。

### ③ サービス提供時モニタリング加算 100 単位／月

指定特定相談支援事業所等が、自らサービス等利用計画等を作成した利用者が利用する障がい福祉サービス、地域相談支援又は障がい児通所支援の提供現場を訪問することにより、障がい福祉サービス、地域相談支援又は障がい児通所支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として算定します。

- ☛ 基本報酬を算定しない月においても、本加算のみの算定が可能です。
- ☛ 複数サービスの利用者については、全ての現場を確認することが望ましいとされていますが、1か所でも確認していれば算定は可能となっています。
- ☛ 1人の相談支援専門員が1月に請求できる本加算の件数は39件を限度とします。
- ☛ 別紙・記録様式により記録を作成し、5年間保存しなければなりません。
- ☛ 相談支援専門員が、当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、算定できません。

### ■ より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有していることを評価するための加算

※ 次の加算を算定している相談支援事業所にあつては、各加算に対応した強度行動障がい、医療的ケアが必要な障がい児者又は精神障がい者からの利用申込があつた場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。

また、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を事前に市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示し、公表する必要があります。

#### ① 行動障がい支援体制加算 35 単位／月

強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障がいのある障がい者へ適切に対応できる体制が整備されている場合に算定されます。

#### ② 要医療児者支援体制加算 35 単位／月

医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されている場合に算定されます。

#### ③ 精神障がい者支援体制加算 35 単位／月

精神障がい者等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障がい者等へ適切に対応できる体制が整備されている場合に算定されます。

### (3) 地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所を評価する加算の創設

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の相談機能等を担う事業所として市町村に認められた相談支援事業所の機能強化のため、次の加算が創設されました。

ただし、拠点等の機能を担う事業所については大阪市が決定していくこととしているため、別途、本市から連絡するまでは、当分の間、本加算の算定は行いません。

#### ①地域生活支援拠点等相談強化加算 700 単位／回

拠点等における相談の機能を強化する観点から、相談支援事業所にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定します。

- ☛短期入所への受入実績（回数）に応じて、1人につき月4回を限度に加算
- ☛当該利用者に地域定着支援サービス費を算定する場合は、本加算は算定できません。

#### ②地域体制強化共同支援加算 2,000 単位／回

拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行った上で、在宅での療養上必要な説明及び指導を共同して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行った場合に算定します。

- ☛月1回を限度に加算
- ☛本加算は、指定特定（障がい児）相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該指定特定（障がい児）相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨であるため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定特定（障がい児）相談支援事業所が負担することが望ましいこととされています。

#### 【お問合せ先】

- ・計画相談支援に関すること：  
障がい福祉課（担当：大森・松浦・綾塚）  
電話 6208-8081 FAX 6202-6962
- ・障がい児相談支援に関すること：  
障がい支援課（担当：佐治・加藤）  
電話 6208-8015 FAX 6202-6962